

昭和三十年八月二十一日
昭和五十四年十月一日再版
平成四年十月一日改版
平成六年四月一日改版
平成二十二年十月一日改版
平成二十九年五月十九日改版
平成三十年五月十八日改版
令和三年五月十四日改版

定

款

附 弔 慰 規 約

千 葉 県 南 部 電 気 工 事 業 協 同 組 合

千葉県南部電気工事業協同組合定款

第壹章 総 則

- 第 壹 条 本組合は組合員の相互扶助の精神に基き組合員のために必要な共同事業を行い組合員の自主的な経済活動を促進し且つその経済的地位の向上を図るを目的とす。
- 第 貳 条 本組合は千葉県南部電気工事業協同組合と称する。
- 第 参 条 本組合の地区は東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社管内とする。
- 第 四 条 本組合は事務所を本組合の地区内に置く。
- 第 五 条 本組合の公告は本組合の掲示場に掲示し且つ必要有る時は新千葉新聞に掲載する。
- 第 六 条 この定款で定めるものゝ外必要な事項は総会の議決を経て定める事が出来る。

第貳章 事 業

- 第 七 条 本組合は第壹条の目的を達成するため左の事業を行う。
- 一、電気工事、電気器具機械並に組合員の業務に必要な資材の共同購入及斡旋。
 - 二、電気工事の設計並に施工。
 - 三、組合員に対する事業資金の貸付及組合員の為にする其の借入。
 - 四、組合員の事業に関する経営及技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及情報の提供。
 - 五、組合員の経済的地位向上の為にする団体協約の締結。
 - 六、組合員の福利厚生に関する事業。
 - 七、前号の事業に附帯する事業の一切。

第三章 組 合 員 (加入及脱退)

- 第 八 条 本組合の組合員たる資格を有する者は左の各号の要件を備える事業者とする。

- 一、電気工事業或は電気器具販売業を営む者である事。
- 一、組合の地区内に事業場を有する事。
- 第九 条 組合員たる資格を有するものは本組合の承認を得て本組合に加入する事が出来る。
- 2 本組合は加入の申込が有った時は理事会に於いて許諾を決する。
- 第十 条 本組合に加入しようとする者が前条の承認を受けた時は遅延なくその引き受けようとする出資口数に
 応じ他の組合員の払込済出資額と同一の払い込みをしなければならない。
- 但し他人の持分の全部又は一部を承継した場合は此の限りでない。
- 2 前項本文の加入者からは加入金を徴収する事が出来る。
- 3 加入金の額は毎年通常総会に於て定める。
- 第十壹 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後参拾日以内に加入の申し出をした時は前式
 項の規定にかゝわらず相続開始の時に組合員になったものとみなす。
- 2 前項の加入の申出には他の相続人の同意書を添附しなければならない。
- 第十貳 条 組合員があらかじめ組合に通知した上で事業年度の終わりに於て脱退する事が出来る。
- 2 前項の通知は事業年度末から九拾日前迄にその旨を記載した書面で行ななければならない。
- 第十参 条 本組合は中小企業等協同組合法に定めるものゝ外左の一に該当する組合員を除名することが出来る。
- 一、本組合の事業の利用に付不正行為のあった組合員
- 一、本組合の事業を妨げ又は妨げ様とする行為のあった組合員
- 一、本組合の信用を失う行為のあった組合員
- 一、組合費その他組合に当然支払うべき金額の支払成績不良の者、組合会合に出席状況の悪い者に対して勧告を受け之に
 応せず又は改めざる者
- 第十肆 条 組合員が脱退した時はその持分の全額を払い戻すものとす。
- 但し除名に依る場合は返戻しないものとする。
- 2 本組合の財産を以つて本組合の債務を完済するに足りない時は脱退した組合員はその出資口数に応じ未払込出資金額を限
 度として損失額の払込をしなければならない。
- 第十伍 条 本組合はその行ふ事業について使用料又は手数料を徴収する事が出来る。
- 2 前項の使用料又は手数料の額は規定で定める。
- 第十陸 条 本組合は組合員に経費を分担させる事が出来る。
- 2 前項の経費の分担額はその徴収の時期及方法その他必要な事項は総会に於て定める。
- 第十柒 条 組合員はあらかじめ組合に通知した上で事業年度の終りに於てその出資口数を減する事が出来る。

第拾八条 組合員は左に掲げる様な場合には一週間以内に本組合に届け出なければならない。

- 一、氏名、名称又は事業を行う場所を変更した時。
- 一、事業を休止した時。

第四章 出資 及 持分

第拾九条 本組合の加入金は弐万円とし一時に払込むものとする。

但し加入金は総会に於て変更する事が出来る。

第貳拾条 本組合の出資金は壱口に付金壱千円とする。

- 2 一組合員の出資口数は五口以上とする。

第貳拾壹条 出資第一回払込金額は壱口に付金五百円とする。

- 2 第貳回以後の出資の払込は払込出資金に対して配当すべき剰余金の内から払込に充てる外払込期日の少なくとも弐週間前迄には金額期日及方法を記載した書面を各組合員に発するものとする。

第貳拾貳条 出資の払込を怠った組合員はその払込むべき金額に対し払込期日の翌日から払込完了の日迄日歩参銭の割合で遅延金を支払わなければならない。

第貳拾参条 組合員の持分は積立金及準備金を除いた本組合の正味財産に付その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に際しては其の基礎となる金額で計算上不便な端数は切捨てるものとする。

第五章 役員 及 顧問

第貳拾四条 本組合に左の役員を置く。

理事 壱参名 以内
監事 弐名

- 2 理事の内壱名を理事長、弐名を副理事長とし、壱名を専務理事とし互選に依り定める。

第貳拾五条 理事長は本組合を代表し本組合の事務を総理する。

- 2 副理事長は理事を補佐し理事長事故有る時は其の職務を代行する。

なお副理事長事故有る時は専務理事が其の職務を代行する。

- 3 理事長及副理事長、専務理事事故有る時は理事会に於て互選に依り壱名を定めその職務を代行する。

第貳拾六条 監事は常に本組合の財産及業務執行状況を監査し必要に応じ理事長に意見の開陳をする。

第貳拾七条 役員は選挙は地区別、地区割り役員数により、連記式無記名投票に依って行う。

2 前項の地区別及地区割り役員数は、内規により行うものとする。

3 選挙結果、有効投票の多数を得た者を当選人とする。

4 得票数が同一である場合には、抽選により決する。

5 第一項の規定にかかわらず、各地区より選出された、役員をもって総会において選任する事が出来る。

6 各地区より選出する、役員を選出方法は内規によりこれを定める。

第貳拾八条 本組合役員任期は左の通りとする。

理事 貳年

監事 貳年

2 補欠のため選挙された役員は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了と雖も本組合事務遂行上支障有る場合は後任者の決定する迄その職務を行うものとする。

4 理事及監事にして本組合に対し不正行為あり又は不適正と認められたる時は任期中と雖も総会の決議を経、之を解任する事が出来る。

5 解任其の他の理由に依り役員中に欠員を生じた場合は臨時総会を開き補欠選挙を行う。

6 役員は再選に依る重任を妨げない。

第貳拾九条 役員に対する報酬は総会に於て定める。

第 参拾条 本組合は必要に応じ顧問及相談役を置く事が出来る。

2 顧問及相談役は学識経験のある者の内から理事会の議決を経て委嘱する。

第参拾壹条 参事及会計主任書記の選任及び解任は理事会に於て決する。

第六章 会 議 (総会及役員会)

第参拾貳条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に、臨時総会は必要が有る時は何時でも理事会の決議を経て理事長が召集する。

3 前条の議決は総組合員の過半数の出席を要し出席組合員の過半数以上の議決に依り決する。

第参拾参条 総会の招集は会日の拾日前迄に会議の目的たる事項及其の内容並に日時と場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

第参拾四条 組合員は前項の規定に依りあらかじめ通知の有った事項に付き書面、電磁的方法又は代理人を以って議決権を行う事

が出来る。

2 代理人が代行し得る組合員数は式人迄とする。

第参拾五条 総会の議長は各総会前に出席した組合員の中から選任する。

第参拾六条 総会に於ては出席した組合員の三分の二以上の同意を得た時に限り第参拾参条に規定に依りあらかじめ通知した以外の事項に付いて議決する事が出来る。

第三拾七条 総会に於ては中小企業等協同組合法又は別に此の定款で定めるものの他左の事項を決議する。

一、借入金の最高限度。

一、一組合員に対する貸付金額及一組合員のためにする債務の保証金額の最高限度。

一、その他理事会に於て必要と認める事項。

第参拾八条 総会の議事録は議長及び出席した理事が作成し少なくとも左に掲げる事項を記載して之に記名捺印する。

一、開催の日時及場所

一、組合員数及その出席者数

一、議事の経過の要領

一、議決した事項及賛否の議決権数

第参拾九条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長、副理事長、専務理事共に事故有る時は他の理事が召集する。

第四拾一条 理事会の招集は期日の七日前迄に会議の目的たる事項及日時場所を記載した書面を各理事に発してするものとする。但し理事全員の同意有る時は召集の手続を省略する事が出来る。

第四拾二条 理事会は中小企業等協同組合法又は別に此の定款で定めるものの外左の事項を議決する。

一、総会に提出する議案

一、その他理事会が必要と認める事項

第四拾三条 理事会は理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録に付いては第参拾八条の規定を準用する。

第七章 会 計

第四拾参条 本組合の事業年度は壹年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日迄とする。

第四拾四条 本組合は出資総額に相当する金額に迄毎年事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。

2 加入金及第四拾四条一項但し書に依って払い戻しをしない金額は準備金に繰入れるものとす。
第四拾五条 本組合は毎事業年度の剰余金のうちから左の順位及割合によつて積立金を積立てるものとする。

一、別途積立金 十分の一
一、納税積立金 十分の一

2 前項の別途積立金は事業運営のための一切の積立を目的とし又納税積立金は納税準備金として積立てるものとする。但し総会の議決に依り臨時緊急の費用に充てる事が出来る。

第四拾六条 本組合は第七条四項の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

第四拾七条 一事業年度に於ける総益金から総損金及繰越損金を加減したるものを剰余金として第四拾四条の規定に依る準備金第四拾五条の規定に依る別途積立金並に納税積立金を控除してなお剰余金がある時はこれを組合員に配当し又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第四拾八条 剰余金の配当は総会の議決を経て主としてその事業年度に於いて組合員が組合事業を利用した分量に応じてし、合せて年一割の範囲内に於て事業年度末に於ける組合員の払込済出資額に応じてする。

2 払込済出資額に応じてする配当金は組合員が出資の払込を終る迄はその払込に充てるものとする。

3 剰余金の配当の計算に付いては第式拾参条の規定を準用する。
第四拾九条 損失金の補填は第四拾五条の規定に依る別途積立金第四拾四条の規定に依る法定準備金の順序に従つてするものとする。

第八章 付 則

第五拾条 本定款の変更は総会に於いて総組合員数の過半数以上が出席し、その三分の二以上の同意を必要とする。

第五拾壹条 本定款に規定なき事項は中小企業等協同組合法及同施行法並に商法民法独占禁止法等の諸法令に従い別に定めたる規約に規定しある事項にして諸法令に背反せざるものは規約に従うものとする。

第五拾貳条 本組合の負担に帰すべき設立費用は金壹万円以内とし設立費用は組合設立後参年以内に償却するものとする。

内 規

- 一、地区とは、市別とする。
(木更津地区、君津地区、富津地区、袖ヶ浦地区)
- 二、地区別役員数
木更津地区 五名 君津地区 参名 富津地区 参名 袖ヶ浦地区 式名とする。
- 三、各地区より選出する、役員の、選出方法は、連記式無記名投票、若しくは、指名推薦により、行うことができる。
- 四、監事式名は、全地区より選出する。
(木更津地区、君津地区、富津地区、袖ヶ浦地区の順序にて、四地区の内二地区より一名づつ選出し、一期目 二年を監事とし、翌一期二年を筆頭監事とする、なお監事は翌一期は筆頭監事を勤める。筆頭監事は、任期満了後、後地区へと持ち回りとし、後地区は地区内にて選出し、監事となる。)
- 五、役員五期(十年間)以上経験者は、選挙選出に伴う辞意表明が出来る。
ただし、特段の事由あり理事会で承認を得た時はこの限りではない。
- 六、役員の定年は満75歳とすることを原則とするが、任期中はこの限りでない。

弔慰・見舞規約

千葉県南部電気工事業協同組合

第一条 死亡弔慰

第一項 店主

参萬円並に花輪一ヶ

他に一組合員五百円抛出×組合員数の額

第二項 家族

同居せるものとする 但し別居せるも元店主及び配偶者は同居と見做す

(一) 配偶者 貳萬円並に花輪一ヶ

(二) 親 貳萬円並に花輪一ヶ

(三) 子供 壹萬円並に花輪一ヶ

第三項 従業員

千葉県電気工事業組合の傷病共済加入者で業務上の傷病が起因するもの
(要・医師の診断書)

壹萬円

第二条 傷病見舞

第一項 店主

要・医師の診断書

(一) 入院六十日以上 貳萬円

(二) 入院十日以上 壹萬円

(三) 自宅療養三十日以上 壹萬円

第一条の第三項と同じ

(一) 入院六十日以上 壹萬円

(二) 入院十日以上 五千円

第三条 災害見舞

(一) 家屋全損壊 五萬円

(二) 家屋半損壊 三萬円

当組合の定款である。

令和三年 五月 十四日

千葉県木更津市桜町二―七―五

千葉県南部電気工事業協同組合

代表理事 佐野 隆男

以上